

# 消防の動き



平成15年  
8月号

No.389

東海地震対策大綱の制定と今後の震災対策  
～東海地震対策強化地域拡大に対応した  
新しい東海地震対策～

平成14年中の危険物に係る事故の概況及び  
危険物事故防止に関する取り組み

消 防 庁

# 災害調査の目標



独立行政法人消防研究所 理事長 平野 敏右

災害が起こると、消防、警察、あるいは報道機関に情報が流れる。消防や警察が現場で対応をしている間に、報道機関は、テレビや新聞を通して、人々に災害の様子を伝える。ここでは、災害の原因が話題となる。関係者がそれぞれ原因を推定し、感想を述べたり、防止対策を提案したりする。専門家が登場することも多い。

このような災害直後の推定では、特定の原因に注目が集まる。しかし、通常、原因は複数であり、一つの原因だけを指摘できたとしても、災害がなぜ発生したかを理解したことにはならない。また、多くの場合、その後の調査によって、注目されていたこととはまったく異なることが主な原因であると判明する。事故直後は、情報が偏っている上に、得られた情報の十分な分析や推定したことについての実証ができるわけではなく、また調査して初めて知り得る情報も欠落している。妥当な推定ができるわけがない。

災害調査は、災害がどのようにして起きたのかを追求する仕事である。災害が起きた真の原因が判明すると、その災害を起こさないようにするための実効的な対策が可能となる。技術基準が整備され、設備や装置は災害を起こしにくい構造となり、防災体制が整い、災害を未然に防ぐことができるようになり、法律が改正され、安心して暮らせる環境になる。

このような期待は、災害調査が的確に行われるという前提に立っている。それだけに、災害調査は慎重に行わなければならない。過去に類似の災害があったとしても、原因が同じとは限らない。特定の原因を想定しての調査では、真の原因にたどり着けないと考えるべきである。災害の様子からだけでは、原因を推定することは不可能である。災害現場にある、あらゆるものが調査の対象である。

災害を調査してゆくと、いろいろわからないことが出てきて、その原因解明にあたっては、複数の視点から検討すべきであることが実感できる。災害調査には多様な才能が必要であり、一人の人間が持つ知識の範囲では、十分な調査はできない。高度な知識をもつ多様な専門家に参加してもらうべきである。このような背景があって、この4月から発足した火災原因調査室が消防研究所内に設けられたものと理解している。

ところで、災害調査が進むと、いろいろなことが判明してくる。特に過去に例がないような災害は、原因の特定が難しく、長時間の調査と多大の労力が必要ではあるが、思いもかけない研究のきっかけとなる。そのような研究は奥が深く、研究を進めるにつれて新しいことがつぎつぎに発見される。災害を直接の基点とする研究が10年以上続くことは稀ではなく、またそのような研究の成果が研究の連鎖を引き起こすことも多い。

災害調査の目標のうちに、「研究に資する」ということを加えるべきと思うが、いかがなものであろうか。災害調査は、今の私達の生活における安全確保に役立つばかりでなく、研究を通して、遠い将来の私達の幸せにもつながっていると信じている。





# 東海地震対策大綱の制定と今後の震災対策

～ 東海地震対策強化地域拡大に対応した新しい東海地震対策 ～

## 防災課

このたび、中央防災会議（5月29日開催）にて決定された東海地震対策大綱は、東海地震に関する20数年にわたる観測データの蓄積と最新の科学的知見を踏まえて、これまでよりも幅広く、柔軟な対策の必要性を求めた内容となっています。

これまでの東海地震対策は昭和53年の大規模地震対策特別措置法の制定以来、一貫して観測情報の発表から判定会召集、警戒宣言の発令を経て地震の発生に備えるという予知型の地震対応に重点がおかれ、ともすれば訓練のシナリオ化と東海地震は予知の後に起こるといった観念に偏り勝ちであったとの反省も踏まえています。

### 東海地震対策見直しの経過

平成14年3月発足の「東海地震対策専門調査会」における委員構成は理学的な地震研究者のみにとどまらず、建築学者、社会学者等の各分野の専門家に加え、自治体代表としての全国知事会事務局、報道関係者、一般市民代表で強化地域内（愛知県）出身の女優竹下景子さんが加わる等幅広い各界の代表者による、広範かつ綿密な検討を行って来ました。

また、新たな震源域に応じた東海地震対策強化地域の見直し（拡大）を行い、この結果に基づいて平成14年4月23日に新たな地域指定がされました。

平成15年5月に内閣府防災担当大臣に検討報告書が提出され、これに基づいて、政府関係機関が実施する東海地震対策のマスタープランとして今般「大綱」が成文化されたものです。

### 「東海地震対策大綱」のポイント

大綱は、東海地震の予防対策、警戒宣言時の応急対策、災害発生後、復興計画に至るまでが書き込まれています。

要旨としては「被害軽減のための緊急耐震化対策等の実施」、「地域における災害対応力の強化」、「警戒宣言前

からの的確な対応」、「災害発生時における広域的防災体制の確立」の4項目に整理されています。

#### 「被害軽減のための緊急耐震化対策等の実施」

阪神・淡路大震災においては、犠牲者の8割強が建物倒壊等による圧死とされており、住宅の耐震化が急務であることは明らかです。

今回の大綱では、阪神・淡路大震災の被害の実態に加え、専門調査会で行った被害想定により、建物倒壊による死者が6,700人に上ることに鑑み、個人住宅の耐震化推進について行政が施策を推進することとしています。

今後は、政府、関係自治体の役割分担の中で、具体的な制度について積極的な取り組みの議論を進めることが求められるものと思われます。

#### 「地域における災害対応力の強化」

阪神・淡路大震災においては、救助された人々の9割以上は、隣近所の人の手による救出であったとされており、以来、自助・共助の精神に基づく自主防災組織の育成等に力が注がれてきました。

大綱においては、これに加えボランティア、NPO団体、企業の地域における役割を評価し、地域防災主体の一員として各主体の参加と連携による、行政計画の策定や訓練の実施によりその実効性を求めています。

#### 「警戒宣言前からの的確な対応」

これまで、警戒宣言前の準備行動が担当職員の参集などごく一部に限られてきましたが、今後は、地震予知情報等の内容の明確化により、観測データの程度に応じ情報が提供されることとなり、警戒宣言前から準備行動の一部を開始することとなります。

また、警戒宣言時の対応として、従前は一律であった公共交通機関の運行取りやめや病院等の診療休止につい

ても、震度、津波のおそれの有無や建物の耐震性などを考慮し、帰宅困難者対策等防災対策に資すると判断される場合には、営業継続等も可能とされました。

## 「災害発生時における広域的防災体制の確立」

これまでの広域支援体制の枠組みは、各都県からの要請を警戒宣言発令後あるいは地震発生後に取りまとめ、支援の内容や実施主体を調整するというのが原則でした。

大綱では、強化地域一帯をひとつの被災地とみなして、被害想定に基づく応援部隊、物資の必要量と派遣の時期を事前に整理し、発災直後から計画に基づき応援部隊を派遣するものとしています。

大綱に基づく具体的な対策は、関係地方公共団体、消防本部において新たな取り組みが必要となりますので関係者においてもその動向に留意してください。

東海地震対策大綱に基づく震災対策の見直しについて 平成15年5月内閣府資料に加筆

		これまでの対応	今後の対応(見直し後)
観測情報等	観測情報等に関する正確な知識	どのような内容の情報でどう対応すべきか認知度が低く、場合によっては社会的混乱を生じる可能性もある	観測情報について、科学的な知識、住民のとるべき行動等を広報 観測情報、解説情報等の名称も分かりやすいものに修正することを検討
	観測情報の提供	観測情報の内容を気象庁より情報提供	左に加え、防災対策の観点から、地域住民の的確な行動に資する情報を提供(各家庭等での準備、強化地域内への旅行等の自粛)
	防災機関等の準備行動	観測情報での要員の参集など一部の利用にとどまる	警戒宣言よりもある程度前の段階(科学的知見を踏まえた一定の段階)における住民、防災関係機関の行動を明確化 ・救助、医療、輸送活動等の迅速な対応のための各機関の準備行動について、今後、「東海地震応急対策活動要領」で明確化 ・遠距離通学等の児童・生徒の帰宅や、百貨店等の営業中止等についても地域の実情に応じて明確化
警戒宣言	警戒宣言等に対する正確な知識	警戒宣言等についての正確な知識が十分でない	東海地震の予知、警戒宣言の内容、警戒宣言時の各機関の対応等について日頃から徹底的に広報、普及
	強化地域内の対応	強化地域内は一律の対応	震度分布、津波の分布により、鉄道の運行や劇場、百貨店の営業等について可能なところは営業継続
	地域での避難行動	津波等の危険地域以外は、自宅等安全な場所で避難 山間部では、車両による避難も必要最小限可能	自宅の耐震性、地域の公共施設の耐震性を十分把握し、避難方法を検討 山間部に加え、避難地が遠い半島部でも車両の使用が可能
	病院	病院は原則診療中止、入院患者は保護者引き取り等	地域の医療確保のため耐震性を有する病院は診療継続 災害拠点病院等は災害に備えるなど地域で警戒宣言時の体制を明確化 耐震性の劣る病院からの患者の搬送もあらかじめ計画
	鉄道	強化地域内への進入を宣言し、強化地域内では最寄りの安全な駅に停車	細かな震度等の条件に基づき、事業者が安全に運行可能と判断した地域については、別途対応を明確化 警戒宣言までは極力運行を継続
	小売店舗	原則、営業を停止し、買物客を外に誘導 小売店舗の営業継続について行政側が支援	耐震性の確保される店舗にあたっては、店舗の判断により営業継続
学校、幼稚園	状況に応じて保護者引き渡し	遠距離通学者等の帰宅確保の観点から、警戒宣言前からの帰宅等も対応可能	

今後の対応については、中央防災会議が年内に策定する「東海地震応急対策活動要領」を受け、関係都県・市町村の地域防災計画の見直し等が必要となる。





## 1. 被害軽減のための緊急耐震化対策等の実施

- 阪神・淡路大震災の犠牲者の8割強が建物倒壊等により発生
- 強化地域の現状
  - <住宅>
    - 強化地域各県の住宅の約56%が旧耐震基準
  - <公的建物>
    - ・学校の約45%が耐震性に疑問
    - ・病院の約42%が耐震性に疑問
- 東海地震に係る被害想定でも、建物倒壊が原因で約6,700人の死者が発生することが判明

切迫する東海地震に対し、強力な耐震対策が必要

### 住宅の耐震化

- 住宅耐震化に関する推進した意識啓発
  - ・地区ハザードマップの緊急整備
  - ・自己診断シートの配布
  - ・住宅性能表示制度の活用
- 各種支援制度の充実・活用
  - ・耐震診断助成制度
  - ・耐震補修工事助成制度
  - ・各種融資制度
  - ・効果的な耐震補修策の開発・普及

### 公共建築物の耐震化

- 公共建築物の耐震診断の緊急実施
  - ・耐震診断の緊急実施
  - ・耐震診断に基づき、個々の施設の耐震性のリストを作成し公表
- 公共建築物の耐震化の緊急実施
  - ・「耐震改修促進計画」の積極的推進等による耐震化の緊急実施

道路、鉄道、堤防等の緊急耐震点検、木造密集市街地の改善、津波に強い地域づくり等

## 3. 警戒宣言時等の的確な防災体制の確立



分かりやすい名称に修正

住民の的確な行動のための適切な情報提供、小売店舗営業継続のための物資確保 等

## 2. 地域における災害対応力の強化

- 阪神・淡路大震災の教訓から、自助・共助が極めて重要
- 特に、東海地震のような広域災害に対しては、まず、地域の災害対応力の強化が不可欠
- 防災対策におけるボランティア、NPO、企業等の重要性の高まり

- ### ●東海地震に係る正確な知識の徹底の普及
- ・東海地震の正確な姿(予知できる場合とできない場合がある)や東海地震による被害
  - ・東海地震に対処するために必要な事前の備え(住宅の耐震化、家具の固定、備蓄物資の確保、避難場所の確認等)
  - ・警戒宣言時、あるいは災害発生時にとるべき行動

- ### ●各主体の参加・連携による的確な防災活動の実施
- ・地域の安全性や防災に関する情報の共有
  - ・各主体が防災活動に積極的参加・連携する場を確保
  - ・地域の安全性の点検や参加型地域防災会議(D・I・G)の実施



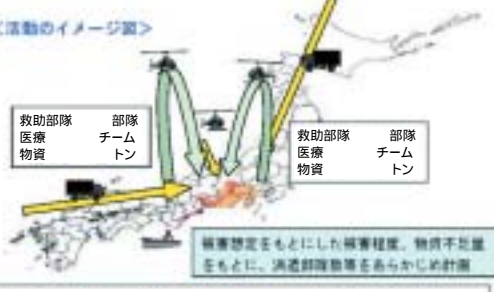
実践的訓練、防災リーダーの育成、コミュニティの活性化 等

## 4. 災害発生時における広域的、効果的な防災体制の確立

- ### <これまでの災害応急対策における基本的対応>
- 被害状況を的確に把握
  - 地方公共団体等からの要請(人、物資等の不足量の情報)
  - 被害情報や要請内容に基づき、対応の内容、実施主体等を調整

必要量の把握等に時間を要する。各種活動の調整に時間を要する。→ 特に広域災害では、迅速な対応が困難

- ### <広域災害に対応した迅速な災害応急対策>
- 被害想定等をもとに、あらかじめ地域ごとの対応内容、必要量等を計画
  - 防災直後から、計画に基づき迅速な準備や物資の調達を開始
  - 救助、医療等の応急対応の緊急実施。情報に応じ活動内容を修正。



「東海地震応急対策活動要領」において明確化

ヘリコプターの活動のための安全確保要領、情報共有のための高度通信ネットワーク整備 等

# 平成14年中の危険物に係る事故の概況及び危険物事故防止に関する取り組み

## 危険物保安室

### 1 平成14年中の危険物に係る事故の概況

平成14年中に発生した危険物施設における火災・漏えい事故件数は、火災事故が170件（前年169件）、漏えい

事故が331件（同334件）で合計501件（同503件）となっており、前年より2件減少したものの依然高い数値を示しています。また、その他の事故（火災、漏えいを伴わない危険物施設の破損等）は114件（同108件）となっています。

一方、無許可施設、危険物運搬中等の危険物施設以外での事故は56件（同60件）となっており、その内訳は火災事故が21件（同24件）、漏えい事故は35件（同33件）その他の事故が0件（同3件）となっています。

危険物に係る事故による被害は、火災によるものが死者4人（同7人）、負傷者78人（同55人）損害額16億0,841万円（同12

億3,230万円）漏えい事故によるものが死者4人（同2人）、負傷者25人（同47人）、損害額3億3,160万円（2億5,454万円）となっています。（第1表、第2表、第1図、第2図参照）

第1表 平成14年中に発生した危険物に係る事故の概要

事故の態様 発生件数等 区分	危険物に係る事故 発生件数	火 災				漏 え い 事 故				小計(火災+漏えい 事故件数)	その他 発生 件数	
		発生 件数	被 害			発生 件数	被 害					
			死者数	負傷者数	損害額 (万円)		死者数	負傷者数	損害額 (万円)			
危険物施設	615	170	3	56	133,682	331	2	23	30,660	501	114	
危険物施設以外	無許可施設	23	9	0	21	25,316	14	0	0	87	23	0
	危険物運搬中	27	11	1	1	1,841	16	2	2	1,847	27	0
	少量危険物施設	6	1	0	0	2	5	0	0	566	6	0
	仮貯蔵・仮取扱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	56	21	1	22	27,159	35	2	2	2,500	56	0	
合計	671	191	4	78	160,841	366	4	25	33,160	557	114	

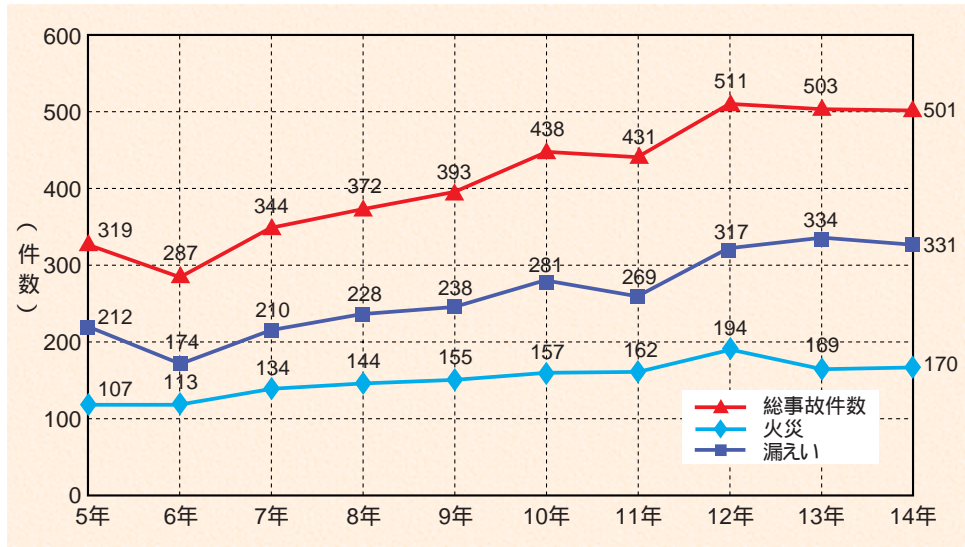
第2表 危険物に係る事故の発生件数等の推移

事故の態様 発生件数等 年	危険物に係る事故 発生件数	火 災				漏 え い 事 故				その他 発生 件数
		発生 件数	被 害			発生 件数	被 害			
			死者数	負傷者数	損害額 (万円)		死者数	負傷者数	損害額 (万円)	
平成5年	407	119	8	65	393,973	219	1	12	41,859	69
平成6年	511	136	7	52	302,298	219	1	18	16,340	156
平成7年	1,828	167	2	101	810,788	383	1	64	298,532	1,278
平成8年	551	173	2	55	358,847	268	0	6	19,985	110
平成9年	558	181	3	57	530,298	266	0	30	20,312	111
平成10年	589	181	5	68	336,679	305	2	31	42,858	103
平成11年	583	188	4	48	548,891	298	1	20	55,323	97
平成12年	672	210	6	60	274,431	348	3	42	52,982	114
平成13年	671	193	7	55	123,230	367	2	47	25,454	111
平成14年	671	191	4	78	160,841	366	4	25	33,160	114

(注) 1 危険物施設、無許可施設、危険物運搬中、少量危険物施設及び仮貯蔵・仮取扱中の火災及び漏えい事故について掲載した。  
 2 平成7年中の漏えい事故の死傷者数には、阪神・淡路大震災により漏えいがあった施設における死傷者1人、負傷者1人を含む。  
 3 平成12年中の漏えい事故の損害額には、鳥取県西部地震により漏えいがあった施設における損害額を含む。

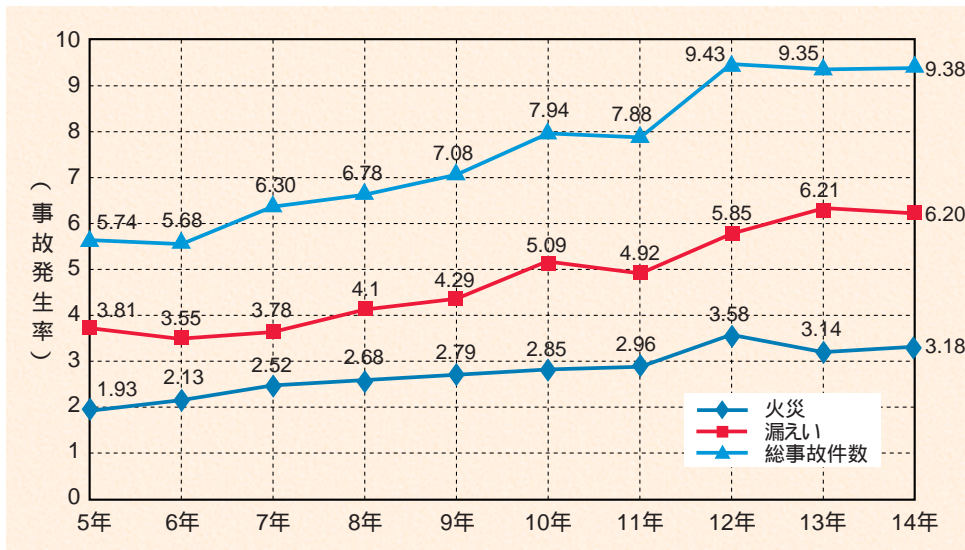


第1図 危険物施設における火災・漏えい事故件数の推移(最近の10年間)



(注) 平成6年北海道東北沖地震及び三陸はるか沖地震、平成7年阪神・淡路大震災、平成12年鳥取県西部地震による事故件数を除く。

第2図 危険物施設1万施設当たりの火災・漏えい事故発生率の推移(最近の10年間)



(注) 平成6年北海道東北沖地震及び三陸はるか沖地震、平成7年阪神・淡路大震災、平成12年鳥取県西部地震による事故件数を除く。

## 2 危険物事故防止に関する取り組み

### 危険物事故防止に関する基本方針及び平成15年度危険物事故防止アクションプラン

#### (1) 背景・経緯

危険物施設における火災・漏えい事故は増加傾向にあり、過去最悪の水準を推移しています(平成12年中:過去最多となる511件を記録後、高い数値を示している)。

これを踏まえ、「危険物等事故防止対策情報連絡会」(事務局:消防庁危険物保安室)において、効果的に事故防止を図るための骨組みや方策等について検討を実施しています。  
 <連絡会参加団体等> 石油連盟、日本化学工業協会、石油化学工業協会、日本鉄鋼連盟、電気事業連合会、日本損害保険協会、全国危険物安全協会、消防試験研究センター、消防科学総合センター、危険物保安技術協会、消防機関代表(東京消防庁、川崎市消防局)、消防研究所、消防庁、学識経験者(順不同)

#### (2) 概要

危険物保安分野では初となる官民共同の行動指針・計画として、「危険物事故防止に関する基本方針」及び「平成15年度危険物事故防止アクションプラン」が危険物等事故防止対策情報連絡会において5月27日にとりまとめられました。

危険物関係業界・団体、研究機関、消防関係行政機関等

の連携・協力の下、共通の認識・目標に基づき、官民一体となって総合的な事故防止対策を強力に推進します。平成15年度は、これまでの事故分析結果に基づき、地下タンク・配管等の環境・安全対策、製造所・一般取扱所の火災対策、セルフスタンドなど給油取扱所における安全管理の3項目を重点として、事故防止対策を推進します。

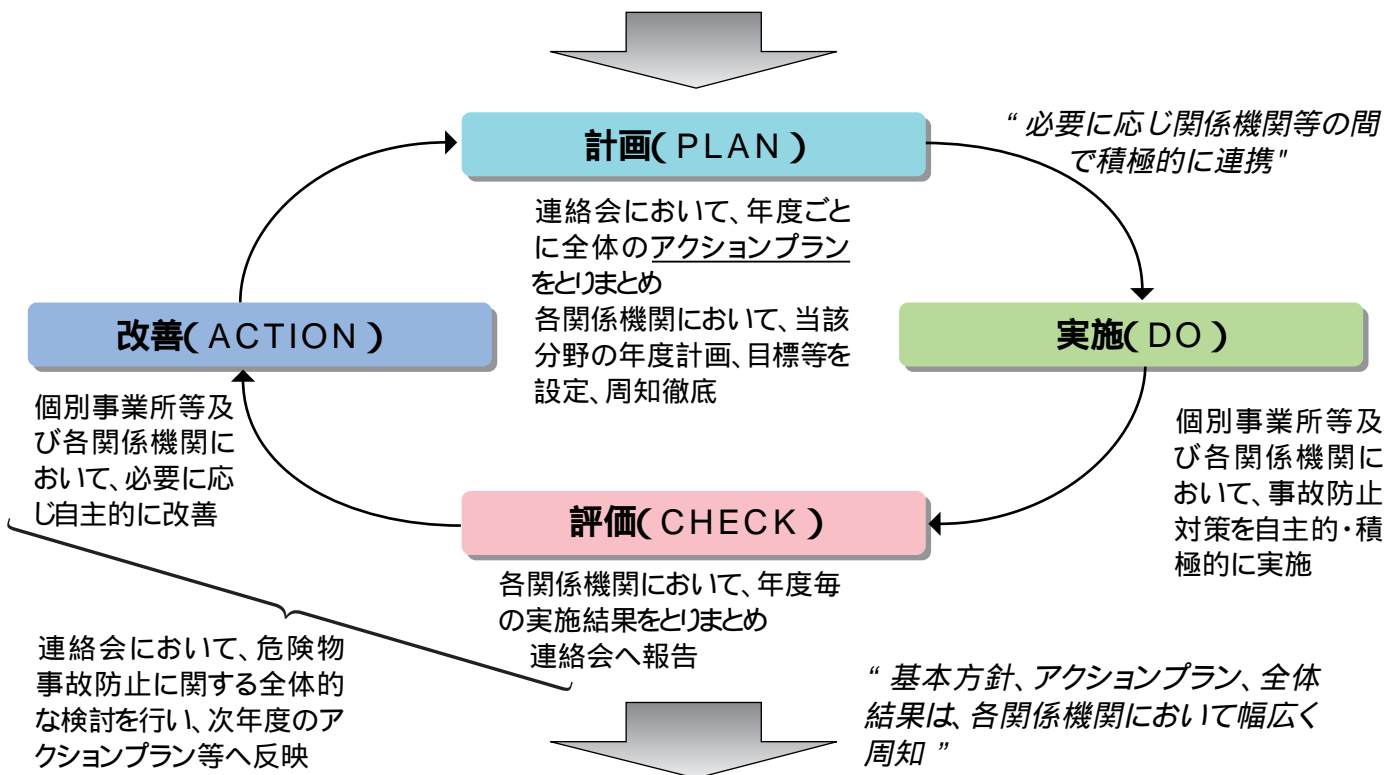
アクションプランの実施状況や危険物事故の低減状況等については、連絡会を中心に、継続的にフォローアップが行われます。

基本方針に基づく危険物事故防止の推進イメージ

危険物関係業界・団体、研究機関、消防関係行政機関等の連携・協力の下、共通の認識・目標に基づき、官民一体となって総合的な事故防止対策を強力に推進

主な推進方策

- (1) 危険物事故に関する調査分析及び事故情報の共有化の推進
- (2) 危険物事故防止及び危険物災害に対応する消防活動支援に関する情報整備
- (3) 新規危険性物質に関する情報の把握及び安全対策の推進
- (4) 新技術・新素材の活用、危険物施設の老朽化対策など事故防止技術の研究開発及び普及の推進
- (5) 危険物保安エキスパートの育成及び資質の向上
- (6) 危険物保安に関する基準遵守及びその履行状況に関する客観性・透明性の確保
- (7) 危険物保安に関する安全意識の高揚



危険物施設の火災・漏えい事故を大幅に低減

当面の目標として、危険物施設における事故が増加傾向に転じた平成6年頃のレベル以下に、事故の件数及び被害を低減

(参考) 平成6年中の火災・漏えい事故件数：287件  
平成12年中：511件、平成13年中：503件(震災による件数を除く。)

**3** 今後の対応等

消防庁では、「危険物事故防止の推進について」(平成15年5月30日付け消防危第56号)により、全国の消防関係機関に周知を図りました。

危険物安全週間(6月8日～14日)等の機会を活用し、

上記以外の団体や個別事業所等を含め、基本方針及びアクションプランの集中的な広報普及を図ったところではありますが、今後は、地方都市において危険物事故防止に係る連絡会議を開催し、事故防止上有用な情報の交換、共通の課題への対応策の検討等を行うとともに、地方レベルによる連携推進を図る予定です。



# 平成15年度における 総合防災訓練の実施

## 震災等応急室

災害が発生した場合においては、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関等が一体となって、住民と連携しつつ対応することが求められます。

このような国の行政機関等の災害への対応に関しては、災害対策基本法、防災基本計画、その他の各種規定等に基づき防災訓練を行うことが定められており、中央防災会議では、毎年度、「総合防災訓練大綱」を定め、防災関係機関が相互に連携して、防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の指針を示すとともに、これと併せて、昨今の社会状況を踏まえ、防災訓練を通じて、より多くの住民が防災に関する意識を高めることができるよう、訓練を実施する際の基本的な考え方について示しています。

本年3月18日に開催された中央防災会議において「平成15年度総合防災訓練大綱」が決定され、政府が9月1日に実施する総合防災訓練及び地方公共団体等における防災訓練等について、その実施の際の指針と基本的な考え方が示されました。

以下、その概要について紹介します。

### 平成15年度総合防災訓練の目的 及び基本方針

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する準備と検証・確認及び国民に対する防災意識の高揚です。具体的には、

- (1) 防災訓練を通じて、防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化を図ること
- (2) 国民一人一人が、防災訓練に際して、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災



千葉県柏市を主会場に行われた昨年度の7都府県合同防災訓練



害に対して十分な準備を講じることができるよう、国民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること

(3) 行政機関、民間企業を通じた防災担当者の平時からの自己研鑽・自己啓発等が社会の災害対応力向上に直結することにかんがみ、各防災担当者が日常の取り組みについて検証、評価する機会とすることとされています。

また、防災訓練実施に当たっての基本方針は、実践的、効果的な訓練の推進と訓練の評価、国の積極的訓練支援等、広報の充実と国民参加型訓練の工夫・充実、年度を通じた計画的訓練の推進とされています。

## 政府における総合防災訓練の概要

政府における総合防災訓練は、地震を想定した訓練、原子力災害を想定した訓練及びその他各種災害を想定した訓練を実施することとしています。

地震を想定した訓練として、9月1日に、南関東地域直下の地震及び東海地震に係る訓練をそれぞれ次のとおり実施します。

### 1 南関東地域直下の地震に係る訓練

政府本部運営訓練及び現地訓練を実施します。

政府本部運営訓練は、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚が参加し、地震災害への対応措置に関する訓練、情報の収集・伝達・処理に関する訓練、広報に係る訓練を実施します。

現地訓練は、対象地域(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)の地方公共団体等が行う八都府合同防災訓練と連携して、警察(広域緊急援助隊)、消防(緊急消防援助隊)及び自衛隊の各部隊による広域応援や実動省庁と連携した航空機による広域医療搬送の訓練を実施します。また、入間市(埼

玉県)で行われる八都府合同防災訓練現地会場に政府調査団を派遣します。

### 2 東海地震に係る訓練

対象地域(東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県)における地方公共団体等の連携を強化し、地震防災応急対策訓練として地震予知に対応した訓練を実施するとともに、現地訓練として静岡県訓練会場(菊川町)に政府調査団を派遣します。

## 地方公共団体等における防災訓練等

災害発生時における初動対応を直接担うのは、地方公共団体であり、関係防災機関及び住民、事業所等との連携、協力を得て、地域の防災体制が十分その機能を発揮するよう努めることが求められます。

このため、地方公共団体、指定地方公共機関等の地域の防災関係機関は、自衛隊、海上保安庁等、国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体等及び地域住民とも相互に適切な役割分担を行いつつ、連携した訓練を一体的に実施し、地域の災害対応力が向上するように努めて下さい。



総務省消防庁における昨年度の総合防災訓練(参集訓練)



# 平成15年安全功労者表彰式

総務課

安全功労者表彰は、毎年7月1日を「国民安全の日」とし、「国民一人ひとりがその生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、その安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業災害、交通事故、火災等国民の日常生活を脅かす災害の発生の防止を図る」という趣旨に基づき、行われているものです。

## 1 安全功労者内閣総理大臣表彰式

去る7月1日(火)11時から内閣総理大臣官邸において、小泉純一郎内閣総理大臣、片山虎之助総務大臣、石井隆

一消防庁長官など多数の方々のご臨席のもと盛大に挙行されました。今回は、消防関係として3個人と2団体が受賞され、内閣総理大臣から表彰状を授与されました。

## 2 安全功労者消防庁長官表彰式

去る7月3日(木)13時30分から総務省講堂において盛大に挙行されました。今回は、以下の個人と団体が受賞し、石井隆一消防庁長官から表彰状を授与され、最後に、受賞者を代表し、丹羽政子各務原市女性防火クラブ会長が謝辞を述べ、終了いたしました。

### 内閣総理大臣表彰受賞者(個人の部)

五十嵐 清(茨城県・鹿島南部地区危険物安全協会 会長)  
増野鋼四郎(東京都・荒川災害予防協会 会長)  
w橋 實(大阪府・西危険物防火協議会 会長)

### 内閣総理大臣表彰受賞者(団体の部)

金沢市防火協議会(石川県)  
大牟田市工場防火協会(福岡県)



安全功労者内閣総理大臣表彰式



安全功労者消防庁長官表彰式

### 消防庁長官表彰受賞者(個人の部)

小島 章治(埼玉県・幸手市危険物安全協会 会長)  
卯月 庸堯(千葉県・鎌ヶ谷市危険物安全協会 会長)  
進木 亮(東京都・玉川危険物安全協会 会長)  
田中 定完(東京都・田園調布防火協会 会長)  
山田 峯一(東京都・本田防火管理研究会 会長)  
丹羽 政子(岐阜県・各務原市女性防火クラブ 会長)  
松浦 誠(岐阜県・揖斐郡危険物安全協会 会長)  
古川 隆三(京都府・西京自衛消防隊連絡協議会 議長)  
坂本 正美(大阪府・旭自衛消防協議会 会長)  
丹司 善男(大阪府・美原町防火協会 顧問)  
吉田 明子(大阪府・藤井寺市婦人防火クラブ 会長)  
伊豆 諒二(福岡県・粕屋北部地区幼年消防クラブ連絡協議会 会長)

### 消防庁長官表彰受賞者(団体の部)

胆沢町婦人消防協力隊連合会(岩手県)  
北上市婦人消防協力隊連絡協議会(岩手県)  
喜多方市婦人消防隊(福島県)  
港南火災予防協会(神奈川県)  
財団法人横浜市防火協会旭支部(神奈川県)  
はやで婦人防火クラブ(新潟県)  
庄川町婦人防火クラブ(富山県)  
輪之内町婦人消防隊(岐阜県)  
興和株式会社富士工場自衛消防隊(静岡県)  
山上町女性防火クラブ(滋賀県)  
大津区恵美酒婦人防火クラブ(兵庫県)  
住友ベークライト株式会社尼崎工場自衛消防隊(兵庫県)  
山口市白石婦人防火クラブ(山口県)  
東望の浜婦人防火クラブ(長崎県)  
砥用町原町区(熊本県)  
宮崎地区防火管理者等協議会(宮崎県)

# 国際緊急援助活動に係る消防庁長官表彰 及び感謝状の贈呈

総務課

消防庁では、平成15年5月22日にアルジェリア民主人民共和国で発生した地震災害に際し、国際消防救助隊として同国に派遣され救助活動を行なった国際消防救助隊員に対する表彰及び消防庁長官の要請に基づき隊員を派遣した消防本部に対する感謝状の贈呈を下記のとおり行いました。表彰式では石井隆一消防庁長官の式辞の後、受章者全員に国際協力功労賞が授与され、次に各消防本部に対して感謝状の贈呈が行われ、最後に受章者を代表して、隊長の川島一郎消防司令長が謝辞を述べ、終了いたしました。



国際協力功労章の授与



受章者代表謝辞を述べる  
川島一郎消防司令長

受章者及び各消防本部の  
代表者



## 記

### 1 表彰式

(1) 日時 平成15年7月9日(水)

(2) 場所 総務省講堂

### 2 受章者等

(1) 消防庁長官表彰(国際協力功労章) 受章者(17名)

消防庁救急救助課	国際協力官	中本 敦也(総括官)
東京消防庁	消防司令長	川島 一郎(隊長)
"	消防司令	山田 哲夫
"	消防司令補	鈴木 忍
"	消防司令補	富岡 豊彦
"	消防司令補	宮本 和敏
"	消防士長	中藤 克哉
"	消防士長	安永 豊
"	消防副士長	浦川 和幸
仙台市消防局	消防司令	菅原 義美
"	消防司令補	大井 剛
川口市消防本部	消防司令補	舟木 重喜
"	消防士長	宮崎 克美
朝霞地区一部事務組合	消防司令補	金子 孝博
埼玉県南西部消防本部	消防士長	大塚 一孝
京都市消防局	消防士長	村井 広一
"	消防士長	渡辺 憲司

(2) 消防庁長官感謝状贈呈機関(国際消防救助隊員派遣消防本部 5機関)

仙台市消防局  
川口市消防本部  
朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部  
東京消防庁  
京都市消防局



# さいたま市消防局に緊急消防援助隊 指揮支援隊旗を交付

震災等応急室

去る7月8日(火)、石井隆一消防庁長官からさいたま市消防局(金山信孝局長)に対して緊急消防援助隊指揮支援隊旗が交付されました。

これは、さいたま市が平成15年4月1日に政令指定都市となったことを踏まえ、緊急消防援助隊の要綱の改正を行うとともに、さいたま市からの申請を受けて、5月1日付けで新たに、さいたま市消防局の指揮支援隊を登録したことに伴うものです。

また、同じく5月1日付けで、新たに緊急消防援助隊に部隊登録をされた10消防本部(右記参照)に対して緊急消防援助隊部隊旗の交付が関係道県消防防災担当部長を通じて行われました。

これらにより、平成7年の阪神・淡路大震災を機に、国内における地震等の大規模災害や特殊災害の発生に際し、全国の消防機関が迅速かつ効果的に広域応援を行うことを目的として創設された緊急消防援助隊は、本年5月1日現在、指揮支援部隊14隊、救助部隊266隊、救急部隊458

隊、消火部隊978隊、後方支援部隊69隊、航空部隊57隊、水上部隊17隊、特殊災害部隊351隊、総数2,210隊(平成7年の創設当時の1.74倍の規模)となりました。

## 新たに緊急消防援助隊に部隊登録をされた消防本部

北海道	上川南部消防事務組合消防本部
栃木県	南那須地区広域行政事務組合消防本部
埼玉県	羽生市消防本部 白岡町消防本部
愛知県	大府市消防本部 豊明市消防本部 長久手町消防本部 田原町消防本部
三重県	亀山市消防本部
佐賀県	伊万里市消防本部



指揮支援隊旗を交付される  
さいたま市消防局長



# 日本産業映画・ビデオ「経済産業大臣賞」を受賞！

## 平成14年度制作 危険物安全対策教育用ビデオ 「危険物の漏えいによる環境汚染を防ぐために ～地下埋設危険物施設の腐食と事故防止対策～」

### 危険物保安技術協会

当協会が平成14年度に(財)日本宝くじ協会の助成を受けて制作しました危険物安全対策教育用ビデオ「危険物の漏えいによる環境汚染を防ぐために～地下埋設危険物施設の腐食と事故防止対策～」が、第41回日本産業映画・ビデオコンクール(主催:(社)日本産業映画協議会、後援:文部科学省・経済産業省・毎日新聞社)において、「経済産業大臣賞」を受賞いたしました。

本ビデオは、地下に埋設される危険物施設からの危険物の漏えい事故による火災の危険性や環境汚染を防ぐためにはどのような対策を講じたらよいかについて、わかりやすい映像と解説により制作したものです。

表彰式は、去る6月16日に東京・千代田区の如水会館において行われ、当協会次郎丸理事長が表彰を受けました。

日本産業映画・ビデオコンクールは、産業映画の企画と映像技術を高め、作品を広く一般の人たちにみってもらうことによって、産業・文化・教育の記録映画の普及に努めることを目的として開催され、今回はコンクール参加作品118本の中から、大賞、文部科学大臣賞、経済産業大臣賞、日本経済団体連合会会長賞、部門賞(8)、奨励賞(22)が受賞作品として選ばれました。



第41回日本産業映画・ビデオコンクール  
表彰式記念写真

表彰を受ける当協会次郎丸理事長





## 平成15年(1月～3月)における 火災の概要(概数)

防災情報室

### 1 総出火件数は対前年比1,635件の減少

平成15年(1月～3月)における総出火件数は17,243件であり、前年同期と比べると、1,635件の減少(-8.7%)となっております。

これは、おおよそ1日あたり191件、7.5分に1件の火災が発生したことになります。

これを火災種別ごとにみますと次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年比較	増減数(%)
建物火災	9,555	55.4%	121	1.3%
林野火災	822	4.8%	-590	-41.8%
車両火災	1,862	10.8%	-51	-2.7%
船舶火災	24	0.1%	4	20.0%
航空機火災	1	0.0%	0	0.0%
その他火災	4,979	28.9%	-1,119	-18.4%
総出火件数	17,243	100.0%	-1,635	-8.7%

### 2 火災による死者は67人、負傷者は173人のそれぞれ増加

火災による死者は858人で、前年同期と比べると7人の増加(+8.5%)となっております。

火災種別ごと前年同期比較をみると、建物火災588人(30人増・+5.4%)、林野火災11人(3人増・+37.5%)、車両火災117人(37人増・+46.3%)、船舶火災0人(増減なし)、航空機火災0人(2人減)、その他火災142人(1人減・-0.7%)の死者が発生しており、とりわけ車両火災による死者が増えています。

火災による負傷者は2,591人であり、前年同期と比べると173人の増加(+7.2%)となっております。

火災種別ごとにみると、建物火災2,269人、林野火災41人、車両火災94人、船舶火災2人、航空機火災0人、その他火災185人の負傷者が発生しています。

また、放火自殺者は、前年同期より13人多い281人

となっております。

### 3 火災による死者の45.8%が高齢者

火災による死者858人のうち、高齢者(65歳以上)が393人(45.8%)を占めています。また、建物火災による死者588人のうち、328人(55.8%)が高齢者となっております。

### 4 建物火災の死者のうち、住宅火災での死者は90.0%

建物火災における死者588人のうち、住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、529人(90.0%)で前年同期と比べ27人の増となっております。

住宅火災における死者の発生した経過別死者数の前年同期比は、逃げ遅れ308人(5人増・+1.7%)、出火後再進入14人(7人増・+100%)、着衣着火26人(5人増・+23.8%)、放火自殺85人(3人増・+3.7%)、放火自殺巻き添え等3人(5人減・-62.5%)、その他93人(12人増・+14.8%)となっております。

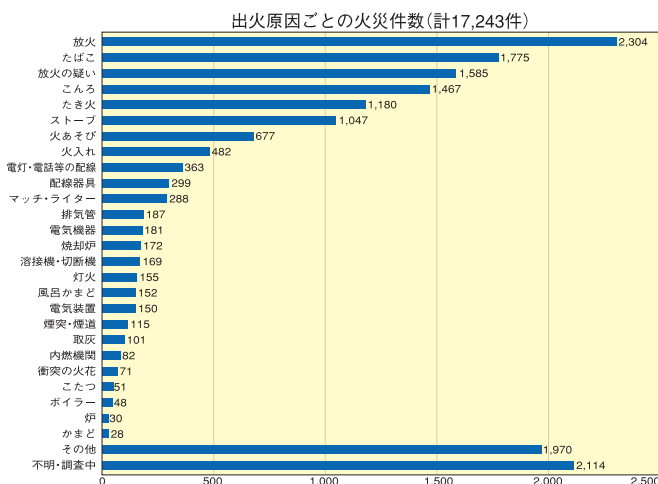
また、住宅火災における放火自殺者及び放火自殺者の巻き添えを除いた死者は441人(29人増・+6.6%)です。

### 5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」、「放火の疑い」

全火災17,243件を出火原因別にみると、「放火」2,304件(13.4%)、「たばこ」1,775件(10.3%)、「放火の疑い」1,585件(9.2%)、「こんろ」1,467件(8.5%)、「た

き火」1,180件(6.8%)の順となっています。(別図参照)

なお、前年同期は、「放火」2,304件(11.7%)、「たばこ」2,096件(11.1%)、「放火の疑い」1,854件(9.8%)、「たき火」1,644件(8.7%)、「こんろ」1,420件(7.5%)の順となっています。



## 6 消防庁の対策について

### (1) 林野火災への取り組み

林野火災の件数は、前年同期と比較すると590件(-41.8%)の減少となっています。

また、今期の延べ焼損面積は約68 haとなっており、前年同期の122 haから大幅に減少しています。

消防庁では、平成15年4月25日に地方自治体に対し、「林野火災に対する警戒の強化について」の通知を発して注意喚起と被害拡大防止対策を促しました。

また、平成14年度には、学識経験者と林野庁など関係行政機関で構成する「林野火災対策に係る調査研究会」を設置しました。そのなかで、今後の林野火災の予防及びヘリコプターを使った消火活動等の対策について検討し、報告書のとりまとめを行っています。今後は、これを受けて関係省庁と調整のうえ、林野火災対策の充実を図ることとしています。

さらに、毎年、林野庁と共同で林野火災が多発、増加する春季全国火災予防運動期間中の、3月1日から7日までを全国山火事予防運動の統一実施期間とし、統一標語を定めるなど様々な広報活動を通じて山火事予防を呼びかけています。

今後とも、市町村が行う林野火災対策用資機材等整備の支援などを含め、林野火災予防対策の積極的な推進を図ります。

### (2) 住宅防火対策への取り組み

消防庁では、高齢化の一層の進展に伴い、住宅火災による死者の増加が予想されることから「住宅防火基本方針」に基づく、死者数の低減、抑制を目指しているところです。

その一環として、住宅用火災警報器、住宅用消火器、防災物品等住宅用防災機器の普及を推進しています。

また、住宅防火情報の提供として、住宅防火診断ソフトの作成、福祉関係者や婦人防火クラブ等の指導者及び一般住民を対象とした防火啓発用の小冊子などの配布に取り組んでいるところです。

これらの取り組みは一定の成果をあげていますが、依然として火災による死者の増加傾向は続いていることから、この度、住宅防火対策を推進してきた「住宅防火対策推進協議会」の組織を改編し、対策の一層の推進を図っています。また、有識者で構成する「地域の安全・安心に関する懇話会、住宅防火に関する専門部会」を開催し、住宅防火対策を一層推進するため、規制のあり方や市場メカニズムの活用などを検討しています。

### (3) 放火対策の推進への取り組み

放火及び放火の疑いによる火災は、毎年増え続けており、全火災件数の2割を越え、大都市においては全火災件数の4割を越える都市もあるなど深刻な社会問題となっています。

消防庁では「放火火災予防対策」を重要な課題の1つとしてとらえ、放火されない環境づくりの推進など地域ぐるみの放火防止対策及び自動車・オートバイ等のボディーカバーの防災製品の推奨などソフト、ハードの両面から放火対策の推進を続けているところです。

また、現在、社会的な影響が大きい連続放火火災を中心として、関係機関等と連携し、効果的な対策の検討等を行っており、積極的な放火火災予防対策の推進を図っています。



# 平成14年度の消防職員委員会の 運営状況の概要

消防課

消防職員委員会は、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防職員の意見を消防事務に反映することにより、消防職員の士気を高め、もって消防の円滑な運営に資することを目的とする制度です。これは、政府と労働団体との協議を踏まえて、平成7年の消防組織法改正により、新たに設けられたものです。

消防庁では、消防職員委員会制度の円滑な運営に資するため、毎年度、全国すべての消防本部を対象に書面調査を行い、運営状況を把握するとともに、直接、消防本部に職員を派遣して意見交換等を行い、それらに基づき必要な助言等を行ってきました。

このうち、平成14年度の運営状況調査について、結果がまとまりましたので、その概要を紹介します。

## 1 開催状況

平成14年度の消防職員委員会の開催率は81.4%となりました。この開催率は、前年度に比べ、10ポイント上昇したものであり、制度施行年度である平成8年度に次ぐ高い率となっています。

## 2 審議件数

平成14年度は、職員から提出された4,867件の意見を審議しました。制度発足以来、合計で約40,000件に及ぶ勤務条件等に関する意見について、審議を重ねてきたこととなります。

## 3 審議された意見の実施状況

平成13年度に審議され、消防職員委員会において「実施が適当」とされた意見について、消防長の処置により既に実施に至った件数の割合は、平成14年度末で、51.3%に及びます。

なお、消防庁では、この委員会の審議を経た改善

事例の数々を全国の消防本部に紹介し、当該制度の運用の充実に資するため、去る4月、「消防職員委員会運営事例集」を1万部作成し、全国の消防本部に配布したところです。

このように、平成14年度の結果を見ると、当該制度は運用の改善を図りながら、全国の各消防本部において定着してきた様子がうかがえます。

消防庁としては、制度創設に至る経緯や、これまでの成果にかんがみした場合、この制度の趣旨に沿った運用が図られる必要があると考えております。

このため、少なくとも毎年度1回は委員会を開催すること、職員から提出された意見は、制度の趣旨に照らし、できるだけ広く審議の対象とし、審議対象外とする場合にあっては慎重に取扱う旨の通知を本年1月に発出しました。

各消防本部においては、今後とも、制度の円滑な運用と定着に努められるようお願いいたします。

### 1. 規則の制定状況 (平成14年度末現在)

制定状況	消防本部数	構成比
制定済み	900本部	100.0%

### 2. 委員の構成 (平成14年度)

管理職員の数	941人	12.1%
非管理職員の数	6,828人	87.9%
計	7,769人	100.0%

### 3. 開催状況 (平成14年度)

開催	733本部	81.4%
未開催	167本部	18.6%
計	900本部	100.0%

## 4. 審議状況と処置結果 (平成14年度)

### (1) 委員会の審議結果

審議意見	審議件数	審議結果				
		実施が 適当	諸課題 を検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
勤務条件・ 厚生福利	2,211	904	630	132	494	51
	45.4%	18.6%	12.9%	2.7%	10.1%	1.0%
被服・ 装備品	1,366	620	368	51	300	27
	28.1%	12.7%	7.6%	1.0%	6.2%	0.6%
機械器具・ その他の施設等	1,290	519	317	65	232	157
	26.5%	10.7%	6.5%	1.3%	4.8%	3.2%
計	4,867	2,043	1,315	248	1,026	235
	100.0%	42.0%	27.0%	5.1%	21.1%	4.8%

### (2) 審議結果に対する消防長の処置結果

消防長の処置 結果 委員会の 審議結果	実施を 決定	実施に 向けて 検討	諸課題 を検討	実施は 困難	対応を 未決定	計
実施が適当	893	590	353	189	18	2,043
	18.3%	12.1%	7.3%	3.9%	0.4%	42.0%
諸課題を 検討	112	318	663	205	17	1,315
	2.3%	6.5%	13.6%	4.2%	0.3%	27.0%
実施は困難	7	12	19	206	4	248
	0.1%	0.2%	0.4%	4.2%	0.1%	5.1%
現行どおり	33	33	52	845	63	1,026
	0.7%	0.7%	1.1%	17.4%	1.3%	21.1%
その他	22	6	5	20	182	235
	0.5%	0.1%	0.1%	0.4%	3.7%	4.8%
計	1,067	959	1,092	1,465	284	4,867
	21.9%	19.7%	22.4%	30.1%	5.8%	100.0%

## 5. 平成13年度に審議された意見の実施状況 (平成14年度末現在)

「実施が適当」と された意見数	既に実施された件数	割合
2,052 件	1,052 件	51.3%

## 6. 平成14年度中に実施した主な意見

勤務条件等に関するもの

- ・ 人事異動時における自己申告制度を採用
- ・ 引継交替時間を勤務時間内に設定
- ・ 長時間にわたる火災等に備え、食料、飲料水、携帯無線機のバッテリー、車両の燃料を確保
- ・ 受付監視勤務での着帽を廃止

- ・ 消防署単位で計画的に訓練実施  
被服及び装備品に関すること
- ・ 救急服上衣のボタンをファスナーに変更
- ・ 眼鏡装着可能な空気呼吸器用面体を導入
- ・ はしご車乗車体験用小児用ヘルメットを配備
- ・ 空気呼吸器の面体を個人貸与
- ・ 編み上げ靴を靴底の厚い安全性の高いものに変更
- ・ 救急講習時に使用する訓練用人形を分置にも配置
- ・ 作業服に付ける名札をマジックテープ式にし、着用できる種類を拡大  
消防の用に供する設備、機械器具等に関するもの
- ・ 訓練塔にホース乾燥設備を新設
- ・ 火災現場用排煙機を装備
- ・ 女性用仮眠室及びトイレを増設
- ・ ダイヤルイン番号の外部周知及び利用の徹底
- ・ 広報活動のため、ホームページを開設
- ・ 待機室にエアコンを設置

## 7. 各年度の開催状況

開催年度	消防本部数	開催本部数	開催率
8年度	926本部	792本部	85.5%
9年度	923本部	711本部	77.0%
10年度	917本部	700本部	76.3%
11年度	911本部	654本部	71.8%
12年度	906本部	665本部	73.4%
13年度	902本部	644本部	71.4%
14年度	900本部	733本部	81.4%

## 8. 各年度の審議件数及び審議結果

	審議 件数	審議結果				
		実施が適当	諸課題を検討	実施は困難	現行どおり	その他
8年度	8,765	3,560	2,931	684	1,590	
		40.6%	33.4%	7.8%	18.2%	
9年度	5,856	2,354	1,839	495	1,168	
		40.2%	31.4%	8.5%	19.9%	
10年度	5,447	2,196	1,765	329	1,157	
		40.3%	32.4%	6.0%	21.3%	
11年度	5,026	1,995	1,472	256	1,114	189
		39.7%	29.3%	5.1%	22.2%	3.7%
12年度	5,031	2,014	1,438	269	1,125	185
		40.0%	28.6%	5.3%	22.4%	3.7%
13年度	4,912	2,052	1,384	251	1,047	178
		41.8%	28.2%	5.1%	21.3%	3.6%
14年度	4,867	2,043	1,315	248	1,026	235
		42.0%	27.0%	5.1%	21.1%	4.8%
合計	39,904	16,214	12,144	2,532	8,227	787
		40.6%	30.4%	6.3%	20.6%	2.0%

\* 審議結果のうち、「その他」については平成11年度より設定



# 「林野火災発生危険度予測及び延焼シミュレーションシステム」の運用開始

独立行政法人消防研究所

独立行政法人消防研究所では、従来から蓄積してきた林野火災研究の成果に基づき「林野火災発生危険度予測及び延焼シミュレーションシステム」を開発し、7月2日より運用を開始いたしました。

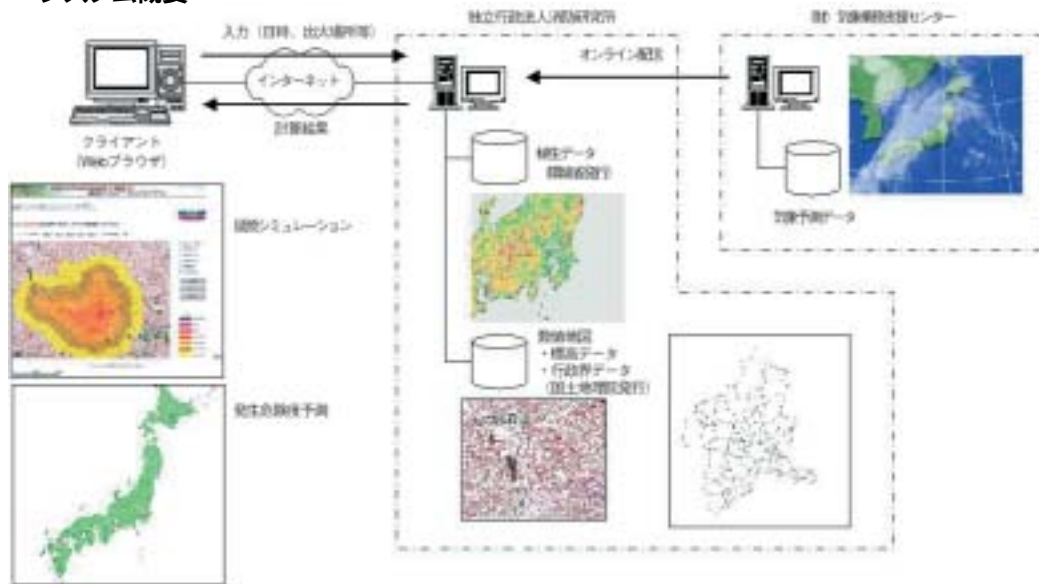
本システムは、全国の林野の地形及び植生のデータ並びに1日2回更新される気象予測データから、リアルタイムに全国の林野の火災危険度を予測するとともに、発生した林野火災の延焼の状況をシミュレ-

トする機能を有するものです。

本システムの利用は、インターネットに接続されたパーソナルコンピュータから、消防研究所のホームページ (<http://www.fri.go.jp>) のリンクを經由し可能となります。

詳しい利用方法は、当該ページのヘルプ欄を参照願います。

## システム概要



## 表示画面の例



発生危険度予測システム

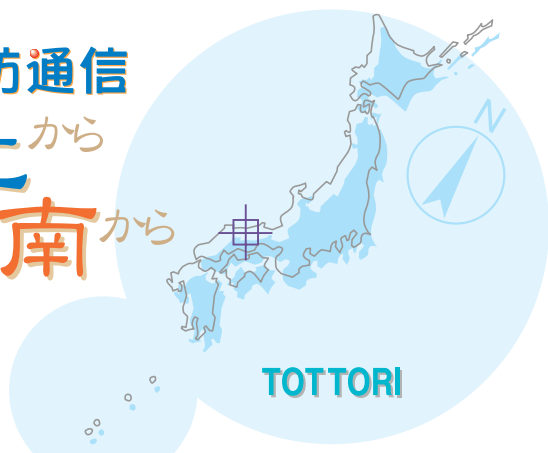


延焼シミュレーションシステム

- 地形データ：国土地理院・数値地図50000 (地図画像)同25000(行政区・海岸線)
- 植生データ：環境省自然環境局生物多様化センター・自然環境情報GIS
- 気象データ：(財)気象業務支援センター領域予測モデルGPV
- 利用環境：OS・Windows98以降、Webブラウザ・Internet Explorer 5.5SP2以降又は Netscape Navigator6.0以降、JRE(Java Runtime Environment) アプレットが動作すること。

消防通信

北から  
南から



## 鳥取県東部広域行政管理組合消防局



鳥取県東部広域行政管理組合消防局  
消防長 中村尚夫

### 歴史と自然のまち鳥取

当組合は鳥取県の東部に位置し、県庁所在地である鳥取市を中心とした1市3郡（15市町村）で構成されています。

圏域全体が城下町鳥取を中心に因幡の国として治められた歴史的経緯もあり、中核となる鳥取市に行政、教育、文化、報道等の諸機能が集中する一体的圏域となっています。

旧藩主池田家32万石の繁栄とともに栄えた城下町のたずまい、フレンチ・ルネッサンス様式を誇る明治洋風建築の仁風閣、天正9年（1581）羽柴秀吉の兵糧攻めのため落城した悲劇の鳥取城跡、藩祖池田光仲が自らの威厳を示すため麒麟と獅子舞を合体させたと伝わる麒麟獅子舞、鳥取県東部地方に古くから伝わる「因幡の傘踊り」をアレンジした夏の風物詩鳥取しゃんしゃん祭、自然の造形美をみせる鳥取砂丘から望む雄大な落日など、市内を散策しているとふるさとの安らかなふところに包まれている気がしてきます。



麒麟獅子舞  
と鳥取砂丘



鳥取  
しゃんしゃん祭

### 復興と自主防災のまち鳥取

鳥取市は犠牲者1200余名を数えた昭和18年の鳥取大震災と、火災史上戦後最大となった昭和27年の鳥取大火の2度にわたり、市街地が壊滅的な打撃を受けました。

このため住民の防災意識は高く、「自分たちの街は自分で守ろう」と大火の翌年には市民の熱意により全国的にも稀な市民組織としての鳥取市防火協会が中心市街地で結成されました。

さらに阪神・淡路大震災を契機として、かつてない防災に対する関心の高まりの中、全市的でより強固な組織づくりをめざして翌年の平成8年に鳥取市自主防災連合会が結成されました。

以来、市内522町内会のうち88%の町内会で自主防災会が結成され、消火・防災訓練、防火・救急講習、消火器・消火栓箱の加入全町内への設置、防火ポスターの募集やリーダー講習会など「安心で明るく住みよい街づくり」を合言葉に市内全域で様々な活動を続けていて、当消防局も全面的な支援、協力体制をとっています。

また、鳥取県と鳥取市の危機管理課（室）にも職員を派遣して行政部局との緊密な連携のもと、1本部、5署、6出張所、1分遣所、職員289名で、面積1,518.63km<sup>2</sup>、人口約25万人の防災に職員一丸となって励んでいます。



自主防災会リーダー講習会



## 石油基地でタンクが炎上！

広島市消防局

危険物安全週間中の6月11日、広島市南区月見町の出光興産広島油槽所で自衛消防隊、消防職員、消防団員、広島海上保安部職員など約110人が消防訓練に参加した。

地震により石油タンクに亀裂が生じ、流出した油に引火したとの想定により自衛消防隊による負傷者救護、初期消火の後、消防隊による防ぎょ活動が展開された。また、配管の亀裂から海上に油が流出したとの想定で作業船によるオイルフェンス展張や油拡散防止など関係機関が連携した訓練を実施した。



屈折放水塔車や放水砲車を使用しての防ぎょ活動

## 消防職員の体力管理

淡路広域消防事務組合

淡路広域消防事務組合では、平成15年6月26日、27日の両日、職員研修会を実施した。

この研修は、年々職員の高齢化が進む中、消防吏員として必要な健康・体力管理を図るべく、講師に『初動負荷理論』を唱えた「ワールド・ウィング」代表取締役の小山裕史先生を招き、「コンディショニング作り」及び「トレ-ニング法」を研修した。今後、職場において積極的に取入れ実践していき、職員個々のレベルアップを図っていきたい。



職員研修風景

# 消防通信 望<ぼうろう>楼

## 水難救助隊発足！

四日市市消防本部

四日市市消防本部は、平成15年4月1日、水難救助隊を発足させた。

四日市市は東部を伊勢湾に面する古くからの港町であり、昭和27年に重要港湾として指定され種々発展を遂げてきたが、発展に伴う水辺のレクリエーションの盛況が、海中への転落等多数の水難事故を招いてきた。それらに対応する消防力の強化が望まれる中、3年前より訓練を重ねてきた10名が、この4月晴れて水難救助隊員として任命された。発足式後の想定訓練では、隊員たちは培ってきた技能を披露し、四日市市の更なる安全を築くことになった。



訓練成果を披露する水難救助隊

## こどもたちと一緒に阿波おどり

徳島市消防団

8月には世界に誇る徳島の夏の祭典「阿波おどり」が開催されます。

8月12日から4日間で延べ700の「連」と呼ばれる踊りのグループが出場し10万人を超える踊り子で賑わいます。その中に「モラエスちびっこ連」があります。

徳島市消防団西富田分団が地域の子供達を集め、防災意識の啓蒙活動をしていたことがきっかけとなり、平成2年から団員が中心となり週2回、2ヶ月間の練習を重ね踊りの渦の中へ踊り込んでいます。

こうした活動により消防団は、地域住民からまちづくりと防災の担い手として大きく期待されており、



町内を踊る子供たちと消防団員

# コラム

C O L U M N

## 2003

### 火災報告等オンライン処理システム について

防災情報室

火災報告等オンライン処理システムは、統計事務の情報化を推進するため、インターネットを活用したデータ通信手段を利用して集計処理の迅速化を図るとともに、都道府県、消防本部等における集計データの有効活用など情報の共有化にも資するものです。

本オンラインシステムは平成16年1月1日から運用を開始しますが、その基本的な運用方法は、次のとおりです。

(1) 消防本部によるデータ入力( 変更を含む )

火災毎に個表データを消防本部端末( Webブラウザ )に入力します。

入力したデータは、数値の突合チェックが行われます。

(2) 消防本部によるデータ登録

入力したデータは、随時インターネット( VPN )を通じて消防庁の管理サーバーに登録します。

(3) 都道府県によるデータ確認等

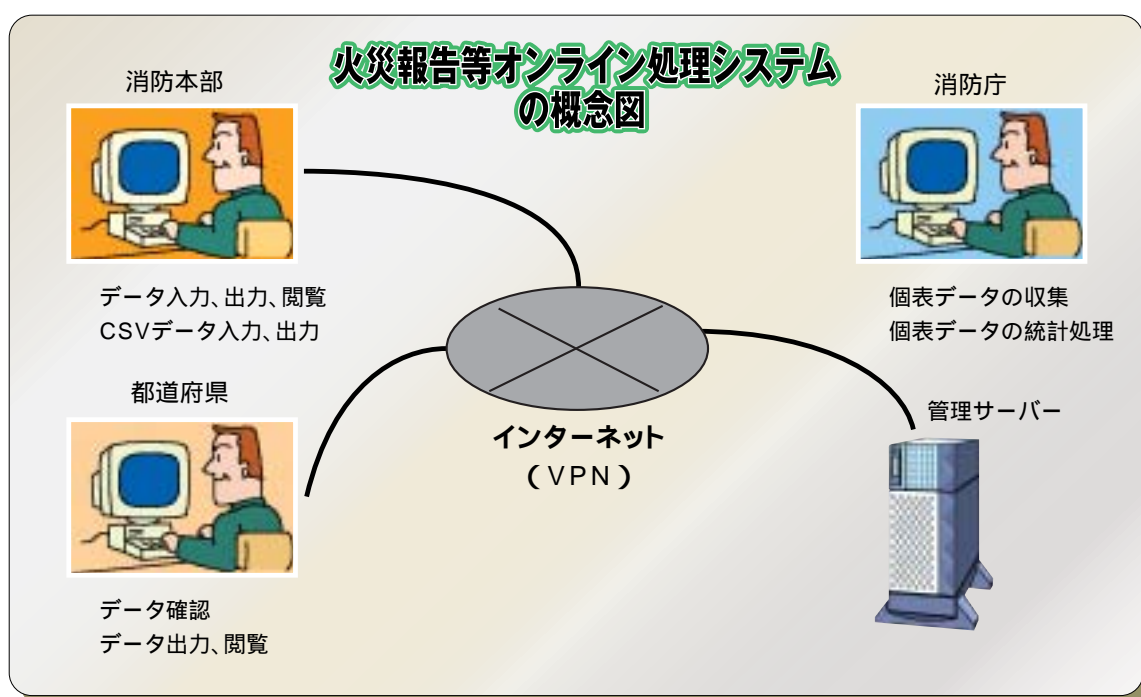
区域内の消防本部が登録した個表データを確認します。

この確認により、消防庁への報告となります。

(4) 消防庁による集計

個表データをもとに集計表を作成します。

集計表( 都道府県別等 )は各消防本部及び各都道府県において閲覧・ダウンロードが可能となります。





# 小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底

## 防火安全室



### 1 あなたのビルは大丈夫？

平成13年9月1日の新宿区歌舞伎町ビル火災は、延べ面積500㎡程度の小規模なビルで発生したにもかかわらず44名の尊い命を奪い、昭和57年に発生したホテル・ニュージャパンの火災（死者33名）を超える大惨事となりました。この火災が大惨事となった主な要因として、次の内容の消防法令違反があった等の事実が指摘されています。

これを契機に実施された全国の小規模雑居ビルの一斉立入検査では、何らかの消防法令違反のあるものが平成13年10月31日現在で91.9%（平成15年1月31日現在56.2%）あることがわかりました。このような状況を踏まえ、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、消防機関による立入検査及び措置命令に係る規定の整備を図るとともに、防火対象物の定期点検報告制度を設けるほか、避難上必要な施設等の管理の義務付け、罰則の強化等を内容とする消防法の改正がなされていますので、改正された消防法を遵守し万全の防火対策をお願いします。また、ビル利用者の命を守るのは、ビルの所有者、管理者又は占有者であるあなたの責任ですので、あなたのビルを今一度チェックし、ビルの防火安全性の向上に努めましょう。

新宿区歌舞伎町ビル火災が大惨事となった要因として指摘された主な消防法令違反  
（あなたのビルは大丈夫？ Yes or No）

- 避難通路がふさがれていた。
- 避難訓練を実施していなかった。
- 消防用設備等が点検されていなかった。
- 自動火災報知設備のベルが鳴らなかった。
- 防火戸が閉鎖しなかった。
- 窓が避難に活用できない状況であった。



### 2 自分の命は自分で守る

一方、ビルの利用者は、ビルを利用する際に次のリーフレットの 及び の事項をチェックし、もしも火災にあったら の事項に留意して避難しましょう。

なお、改正消防法において消防法令違反があり消防機関により措置命令が出されているビルには、ビルやビルの中のテナント出入口付近に、措置命令が出されている旨の標識が設置されていますので、ビルを利用する際の参考として下さい。



総務省消防庁・違反是正支援センター作成リーフレットより転載



# 「救急の日」及び「救急医療週間」の実施

## 救急救助課

### 1 はじめに

「救急の日」は、昭和57年に救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的とし「救急医療週間」とともに定められました。以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間を「救急医療週間」としています。今年も9月7日(日)から9月13日(土)までを救急医療週間と位置づけ、全国各地において消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、社団法人日本医師会、日本救急医学会、その他関係機関の緊密な協力により、その趣旨にふさわしい内容の行事が実施されます。

### 2 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な実施事項については、各都道府県において関係各機関と協議のうえ定めるものとしていますが、その実施にあたっては、次の事項に重点を置くものとしています。

- (1) 応急手当の普及啓発
- (2) 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介と適正な利用方法の普及啓発
- (3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修



平成14年度の「救急の日2002」救急フェア開会式

### 3 救急功労者表彰

救急業務の推進に貢献のあった個人又は団体に対して、消防庁長官の表彰を行います。

### 4 「救急の日2003」救急フェアの開催について

今年も消防庁、厚生労働省及び(財)日本救急医療財団との共催により9月9日から11日までの3日間、JR東京駅において「救急の日2003」救急フェアを開催します。

これは救急現場で活躍している医療関係者、救急救命士等救急隊員の活動を広く国民に広報し、救急医療、救急業務に対する正しい理解と認識を深めることを目的としており、心肺蘇生法を中心とした応急手当の実演や実技指導、パネルを利用した救急医療システムや救急搬送システムの紹介などを行います。

### 5 おわりに

今年度も全国各地で種々の行事が行われますが、この機会に応急手当の重要性を再認識し、救急業務に対する住民の理解が深められますよう、各自治体等において積極的な普及啓発活動を展開されるよう期待します。



平成14年度の「救急の日2002」救急フェアの様様

# 防火対象物定期点検報告制度のお知らせ

## 防火安全室

平成13年9月1日に新宿区歌舞伎町の雑居ビルで発生した火災に鑑み、平成14年に消防法令が改正され、防火対象物定期点検報告制度が平成15年10月1日から施行されます。

### 1 定期点検報告

#### (1) 防火対象物の点検報告を要する対象

対象となる防火対象物は、火災発生時に危険な状況に置かれる人数が多いこと又は避難経路が限定されて火災発生時に逃げ遅れの可能性が高いことを鑑み、百貨店、ホテル、病院等不特定多数の人が出入りする防火対象物で、収容人員が300人以上のもの又は一階段のもの（上記用途部分が地階又は3階以上の階（避難階は除く。）に存するもので、当該階から避難階又は地上へ直通する階段が二以上設けられていないもの。）とされています。



#### (2) 定期点検報告の流れ

防火管理の状況、消防用設備等の設置等火災予防上必要な事項について防火対象物点検資格者(火災予防に関する専門的知識及び消防防災分野において一定期間以上の実務経験を有する者で、必要な知識及び技能を修得するための講習を修了した者)が点検することとされています。点検は1年に1回とし、点検した後、防火対象物点検結果報告書により、消防長または消防署長に報告することとされています。

### 2 特例認定

#### (1) 特例認定の内容

定期点検報告が義務となる防火対象物のうち、一定の

期間以上継続して消防法令を遵守しているものにおいては、防火対象物の管理権原者の申請に基づき、消防長又は消防署長の行う検査の結果、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合に、点検・報告の義務を免除することとされています。

#### (2) 特例認定の流れ

過去3年間において、定期点検による点検・報告を怠ったことや虚偽報告を行ったことがないこと、法令違反による命令を受けたことがないこと、消防用設備等の点検及び報告がされていること等が認定の要件となります。



### 3 表示

表示については、点検を行った防火対象物が点検基準に適合していると防火対象物点検資格者に認められた場合には点検済証を、消防長又は消防署長の特例認定を受けた場合には認定証を、当該防火対象物の消防法令の適合情報を利用者等に提供するために、それぞれ付することができることとされています。

点検基準に適合していると認められた場合の表示

消防長又は消防署長に特例認定された場合の表示



表示は見やすい箇所に付すること



# 暫定適マーク制度と自主点検報告表示制度のお知らせ

防火安全室

平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を契機に、消防法が一部改正され、防火対象物定期点検報告制度に基づく「防火基準点検済証」及び「防火優良認定証」に係る表示制度が平成15年10月1日から導入されることにより、いわゆる「適マーク制度」は、平成15年9月30日をもって廃止されます。

しかしながら、旅館ホテル等については、適マークが国民に広く定着していること、「適マーク制度」に基づく消防機関の指導と旅館ホテル等の関係者の協力により防火安全対策の推進に高い成果を上げたこと等を踏まえ、引き続き旅館ホテル等に係る防火安全対策の推進を図ることとしました。

そこで、平成15年9月30日時点で、「適マーク」の交付を受けている旅館ホテル等について、3年間（平成15年10

月1日から平成18年9月30日まで）に限り暫定的に「適マーク制度」を継続させることとしました。

また、平成15年10月1日からは「適マーク制度」の対象となっていた旅館ホテル等のうち「防火対象物定期点検報告制度」の対象外のものは、消防法令を遵守している旨の表示を行える場合、「自主点検報告表示制度」を活用することができることとなりました。

なお、旅館ホテル等についても平成18年10月1日からは、「暫定適マーク」はなくなり、「防火対象物定期点検報告制度」に基づく表示又は「自主点検報告表示制度」に基づく表示がされることとなります。

各表示制度の基準に適合した場合、表示することができます。

## 旅館・ホテル等における各制度の表示及び適用基準

制度ごとの表示		暫定適マーク制度	防火対象物定期点検報告制度		自主点検報告表示制度
		表示マーク  (適マークと同じ)	防火優良認定証 	防火基準点検済証 	防火自主点検済証 
対象等					
期間		平成15年10月1日～ 平成18年9月30日 (3年間)	平成15年10月1日～		
法定対象物	特例認定対象	暫定適マーク基準	特例認定基準	-	-
	点検報告対象		-	法定点検基準	-
法定外対象物			-	-	防火自主点検基準

法定対象物：防火対象物定期点検報告制度の適用を受ける旅館ホテル等

法定外対象物：防火対象物定期点検報告制度の適用を受けない旅館ホテル等





# 原子力防災への取り組み

## 特殊災害室

### (1) 原子力防災対策に係る法令等整備

原子力防災対策は、従来から災害対策基本法に基づいて、国、地方公共団体等において防災計画を定める等の措置が講じられていました。しかし、平成11年に発生したJCOウラン加工施設における臨界事故等の教訓を踏まえ、原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)の制定が行われるなど法令等の整備が行われました。

その後、国の中央防災会議では以下のとおり、防災基本計画原子力災害対策編を見直しています。主なポイントとしては、原子力発電所及び再処理施設に加え、加工施設、研究炉、貯蔵施設、廃棄施設、使用施設及び運搬を追加する等の見直し(平成12年5月)さらに、原子力艦の原子力災害対策に関する記述及び緊急被ばく医療に係る見直し(平成14年4月)を行うことにより、安全確保を図っています。

### (2) 地域防災計画原子力災害対策編の見直し

地域防災計画は、防災基本計画に基づき地方公共団体が当該地域の防災に関して作成する計画です。

消防庁では、地域防災計画の見直しの際に参考となる地域防災計画原子力災害対策編作成マニュアルを見直し、平成12年6月関係地方公共団体に通知しました。

これを踏まえて、原子力施設等所在地等の関係地方公共団体においては、原子力防災対策の充実を図るよう、地域防災計画の見直しを進めています。現在、所在道府県16団体全てにおいて見直しがなされ、その他の関係地方公共団体においても見直しが進められています。

本年度においては、防災基本計画原子力災害対策編の緊急被ばく医療に係る部分などの見直しが行われたことを踏まえ、「地域防災計画原子力災害対策編作成マニュアル」の見直しを行うこととしています。

### (3) 消防活動の充実等

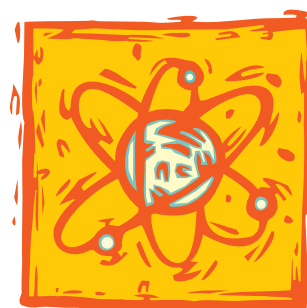
消防庁では、原子力施設所在市町村等に対して、同報系無線及び放射線防護資機材の整備のための補助を行っています。

また、原災法等により、事業者の責務と消防機関の果たすべき任務等がより明確に示されたことを踏まえ、事故等発生時において消防隊員の安全を確保しながら、効果的な消防活動が展開できるよう「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を作成し、平成13年5月に各都道府県及び消防本部へ通知しています。

本年度においては、より円滑な消防活動等が行われるよう「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」のハンドブック版の作成、「原子力防災訓練マニュアル(仮称)」の作成などを行うこととしています。

なお、原子力災害の研修として、平成12年度から消防庁消防大学校において、幹部職員を対象に「放射性物質災害講習会」を実施しています。また、文部科学省等においては、消防隊員、消防団員及び地方公共団体職員を対象とした各種原子力防災研修が実施されています。

このように、JCOウラン加工施設における臨界事故等を教訓とし、様々な対策が講じられてきていますが、今後とも、原子力防災資機材や各種マニュアル類の整備などを図り、実効性ある原子力防災体制の構築に努めていきます。



## 消防職員の惨事ストレス対策と 「被災者こころサポートガイド」を用いた被災者支援

大規模災害、特殊災害等の発生時、消防職員は現場活動での悲惨な体験や恐怖等の体験によって、強い精神的ショックやストレス、いわゆる「惨事ストレス」を受けることがあります。そして、そのような場合、身体、精神、情動又は行動に様々な障害が発生し、職務遂行に影響を及ぼすおそれがあることが指摘され、特に平成13年の新宿区歌舞伎町ビル火災の発生等を背景に惨事ストレスへの関心が高まってきました。しかし、具体的に取り組んでいる消防本部がまだ少ないことから、消防庁では「消防職員の現場活動に係るストレス対策研究会」を設け、その検討結果を平成15年3月に報告書としてまとめ、消防本部はもとより消防署、消防出張所にまで広く配布し、これを参考にした的確な惨事ストレス対策の推進を呼びかけています。また、本年4月1日からは、惨事ストレスが危惧される大規模災害、特殊災害等の発生時には、精神科医や臨床心理士等の専門家を消防本部に派遣し、必要な助言などを行う「緊急時メンタルサポートチーム」の運用が開始され、5月に幼児3人が焼死した火災（福岡県大野城市）、6月に消防職員4人が殉職した火災（神戸市）の際に派遣されました。

このような状況下、各消防機関の中で消防防災体制の確保のための職員の精神衛生対策のみならず、災害時のこころの問題を改めて捉え直し、メンタルサポートに積極的に取り組む動きがみられ、その事例として、北九州市の取り組みを紹介します。

北九州市は、平成11年台風第18号によって419世帯1,029人が全半壊・床上浸水の被害を受け、全域に災害救助法が適用されました。北九州市消防局をはじめ防災関

係機関は、現地相談窓口を設け、被災者支援対策に全力をあげて取り組みました。そのようななかで、被災者の多くが、生活再建や地域の復興のための支援対策の存在を知らないために、将来に絶望したり、強い不安を感じていることが分かりました。

このことを踏まえ、北九州市八幡東消防署では八幡東区役所等と連携して「被災者こころサポートガイド」（A4版42P）を作成し、本年6月4日に同区の自主防災組織の地区連合会である八幡東区市民防災会連合会の総会で配布しました。この冊子には、国や都道府県などが講じている生活必需品の給付や応急住宅など、多岐にわたる被災者支援対策が解説されており、被災者それぞれの状況に応じた支援メニューとその窓口が分かるようになっています。万が一の災害の発生時には、同連合会の防災委員の町内会長等が自らの地域の被災者に対して、この冊子を基に公的な被災者支援の周知を図るとともに、身近な立場から積極的に相談に応じ、被災者の不安の解消に努めていくことになっています。

かつて自主防災組織の活動は、災害時の消火や炊き出しなどに限定されて考えられることが多かったのですが、近年では福祉と防災を融合させた防災福祉コミュニティ活動や、防犯と防災を融合させた安心安全コミュニティ活動など活動領域を広げており、このようなメンタルサポートを含めた復興対策への積極的な取り組みが期待されています。

### 「被災者こころサポートガイド」の主な掲載内容

被災証明の発行  
生活再建支援等（生活必需品の給付、応急住宅対策、住宅融資、災害貸付、見舞金・弔慰金・支援金等の制度）  
税の減免等（国民健康保険・国民年金関連対策、失業給付金・雇用保険等の特別措置）  
福祉・教育等関連（年長者医療関連対策、児童・障害者手当等の特例措置等、社会福祉施設等の復旧、奨学金制度）  
環境・衛生 等

（近代消防社 編）



「被災者こころサポートガイド」とリーフレットなど

## 6月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第166号	平成15年6月12日	各都道府県消防主 管部長	消防庁予防課長	消防庁長官が行う火災の原因調査に係る警察との 申し合わせについて
総行自第91号 消防災第135号	平成15年6月13日	各都道府県知事、 各指定都市市長	総務省政策統括官 消防庁次長	「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並 びに国及び国民の安全の確保に関する法律」等の 施行について
消防災第137号	平成15年6月13日	各都道府県消防防 災主管部長、 各指定都市消防防 災主管局長	消防庁防災課長	安全保障会議設置法上の総務大臣の位置付け等 について
消防予第167号	平成15年6月13日	各都道府県消防主 管部長	消防庁予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令の施行につ いて
消防災第136号	平成15年6月16日	各都道府県防災担 当部長	消防庁防災課長	防災・危機管理トップセミナーの開催について
消防安第100号	平成15年6月18日	各都道府県消防主 管部長	消防庁防火安全室長	消防法第35条の2に基づき消防庁長官が行う原 因調査に係る警察庁との申し合わせについて
消防安第101号	平成15年6月24日	各都道府県消防主 管部長	消防庁防火安全室長	消防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴 う甲種防火管理再講習等に係る運用について
消防予第170号	平成15年6月24日	各都道府県消防主 管部長	消防庁予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴 う消防用設備等の技術上の基準の細目に係る運用 について

## 消防庁人事

### 平成15年7月1日付

氏名	新	旧
三 浦 宏	出向（独立行政法人消防研究所研究企画部開発支援係長へ）	予防課設備係長
村 上 明 伸	予防課設備係長	予防課主査

### 平成15年7月4日付

氏名	新	旧
恩 田 馨	出向（総務省自治税務局都道府県税課課長補佐へ）	救急救助課救急専門官併任救急救助課課長補佐
藤 井 比早之	救急救助課救急専門官併任救急救助課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐

### 平成15年7月18日付

氏名	新	旧
今 井 康 容	辞 職	消防大学校長
丸 山 浩 司	出向（総務省大臣官房付へ）	総務課長

### 平成15年7月19日付

氏名	新	旧
坂 井 秀 司	消防大学校長	公営企業金融公庫総務部長
佐 野 忠 史	総務課長	総務省大臣官房企画官併任大臣官房参事官



平成15年7月21日付

氏名	新	旧
荒井陽一	出向（総務省大臣官房秘書課課長補佐へ）	予防課課長補佐併任予防課防火安全室課長補佐

平成15年7月22日付

氏名	新	旧
後藤友宏	予防課課長補佐併任予防課防火安全室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐

## 広報テーマ

8月		9月	
住民参加による防災まちづくりの推進	防災課	小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底	防火安全室
事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ	消防課	「救急の日」及び「救急医療週間」の実施	救急救助課
電気器具の安全な取扱い	予防課	防火対象物定期点検報告制度のお知らせ	防火安全室
外出先での地震の対処	震災等応急室	暫定適マーク制度と自主点検報告表示制度のお知らせ	防火安全室
		原子力防災への取り組み	特殊災害室

## テレビ防災キャンペーン

放送日時	番組名	題名
8月21日（木） 11:25～11:30	ご存知ですか～防災ミニ百科	9月1日は「防災の日」

## 追悼



故 消防司令長 岡本晃始氏  
昭和47年6月18日生  
平成5年4月1日採用



故 消防司令長 田中俊信氏  
昭和42年7月14日生  
平成5年10月1日採用



故 消防司令 矢野孔明氏  
昭和50年5月29日生  
平成6年4月1日採用



故 消防司令補 石丸祐介氏  
昭和55年4月4日生  
平成13年4月1日採用

神戸市消防局、岡本晃始消防司令長（30歳）、田中俊信消防司令長（35歳）、矢野孔明消防司令（28歳）、石丸祐介消防司令補（23歳）は、平成15年6月2日未明に神戸市西区伊川谷町で発生した火災現場において、建物内で男性1名を救出中に、突然2階部分が崩落したため、建物の下敷きとなり、必死の手当ての甲斐なくその職に殉じられました。

市民の生命、身体及び財産を守るため、一身の危険を顧みることなく、人命の検索及び火災の制圧に努められた崇高な精神に敬意を表し、心からご冥福をお祈りいたします。

岡本氏と田中氏は、従七位・勲六等単光旭日章に、矢野氏と石丸氏は、勲七等青色桐葉章にそれぞれ叙されました。また、消防庁では、それぞれに対し消防庁長官表彰（特別功労章）を授与し、その功績を称えました。

## 編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)  
電 話 03-5253-5111  
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / ㈱近代消防社